

## 安全衛生だより第12号

### 1. 1月全国行事

1) 年末年始無災害運動 12月1日～1月15日

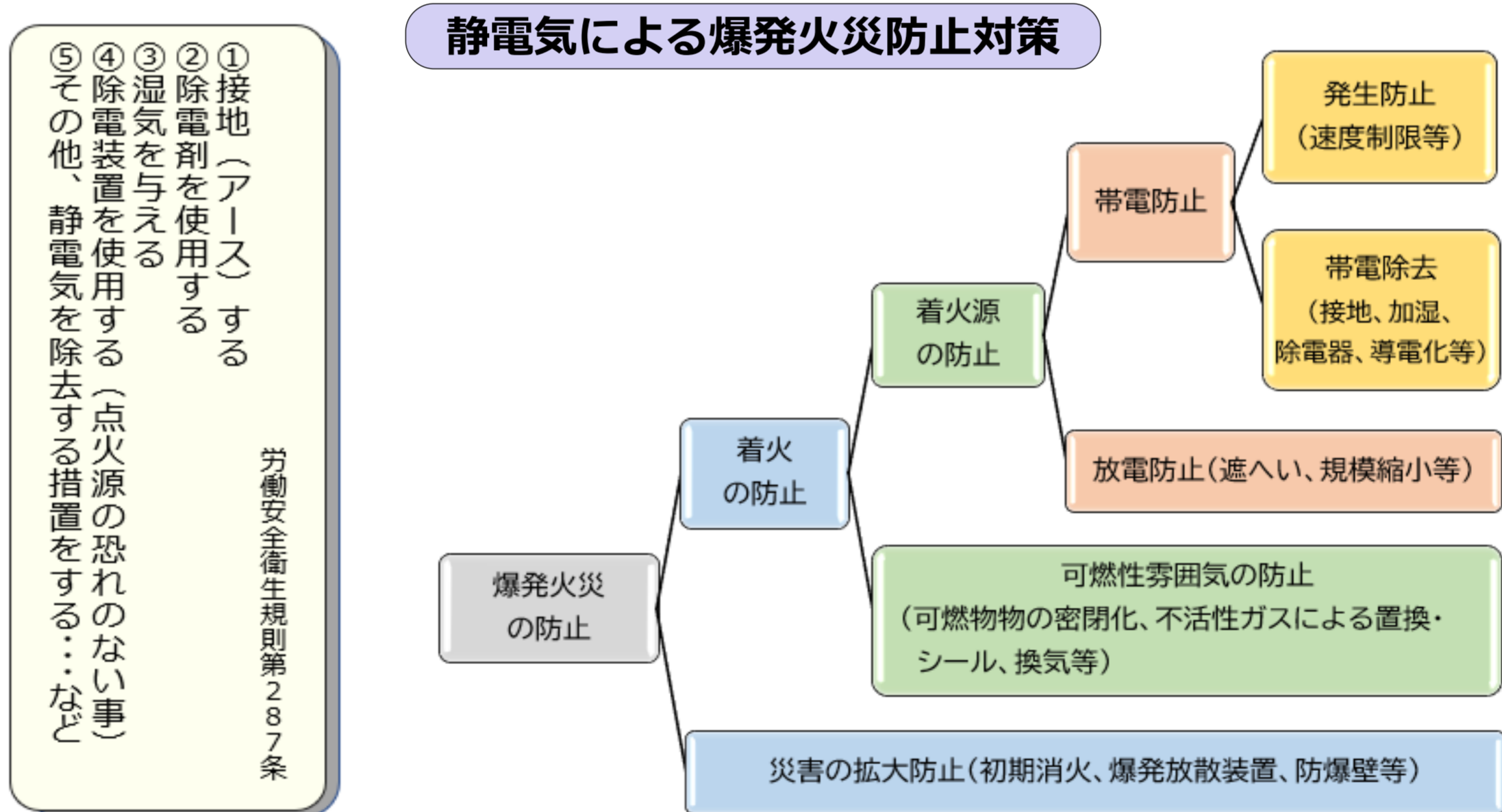
### 2. 安全・衛生・防災の心得 : 要注意! 静電気による火災・爆発

空気が乾燥している冬季は、静電気が発生しやすく様々なトラブルを招きますが、静電気によって火災、爆発を起こすおそれのある次のような設備については要注意です。

- ※危険物を収納するタンクやドラム缶及びこれらの危険物を注入する設備。
- ※引火性のモノを含有する塗料、接着剤などを吹き付け、塗布する設備。
- ※危険物等の乾燥設備またはその付属設備。
- ※可燃性の粉体を空気移送、ふるい分けの設備。
- ※その他、危険物や可燃性ガス等を取り扱う設備及びその付属設備、など。

これらの設備等に対する対策として、労働安全衛生規則では、下記の対策が挙げられています。

静電気は、温湿度などの環境条件、あるいは材料や速度などの工程条件によって、発生量や放電の危険性が大きく変化します。従って大切なことは、静電気の除去装置等が有効に作用するよう点検・整備し、また、定められた作業方法や手順を厳守することです。正しい知識と方法で対処しましょう。



### 3. 他社 事故・災害事例から：目に入ったゴミ（アルカリ）で視力障害

#### (1) 災害発生状況

工場の排水処理設備付近で設備の補修工事をしていた営繕課の作業員が、目に入ったゴミで目が痛くなったので、職場の目薬で治療していました。痛い症状が治らないので後日眼科医で治療を受けましたが、初期の処置が悪かったため、視力に障害が残りました。

#### (2) 災害発生原因と補足事項

- ①目に入ったゴミは、排水処理設備に付着していた劇物の苛性ソーダの粉末だったこと。
- ②当人はそのゴミが薬品とは思わず、上司や同僚に報告・相談せずに、目をこすったり目薬をさしたりして自分で処置していたこと。
- ③特に苛性ソーダ等の強アルカリ薬品は、目の組織を侵食して重篤な障害を及ぼすこと。
- ④薬傷を受けた際の救急処置等の安全衛生教育が実施されていなかったこと、など。



#### (3) 再発防止対策

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要です。

- ①目に異物が入った時、特にそれが薬品等の可能性がある場合は、流水で十分に洗眼する。
- ②洗眼後、直ちに眼科医に行く。（眼科医が近くにない時は外科医に行く）
- ③素人判断で安易に点眼薬などを用いない。（かえって悪化することがある）
- ④薬品を使用する職場では、各薬品ごとに被災した時の救急処置方法を分かりやすくして掲示し、教育する、など。

#### ●環境安全部より：

当社事業場内では毒劇物、特定化学物質、有機溶剤、研磨材、油脂類等様々な化学物質を取扱っています。その中には毒性があるものや人体に影響があるものも含まれており、過去には丸網の鉄粉が剥がれ落ちて目に入り角膜を損傷した事例、膨張した苛性ソーダの袋を開封した際に舞い上がり目に入って薬傷した事例があります。各事業場におかれましては、化学物質取扱作業において、化学物質リスクアセスメントによる危険有害性の教育や保護具着用の徹底、接触・飛散・漏洩等の異常時処置を今一度ご確認いただき、同種災害の防止を図っていただくようお願いいたします。

※NP構内作業安全基準書（1. 共通 1 - 2 服装・保護具、2. 作業 2 - 6 有害物取扱作業）も併せてご参照下さい。

### 4. 当社 良い事例（抜粋）

#### ●西日本技術センター（中京）

①実験棟 1F のスプレーブースの設備毎に局所排気を設置



②事務所 1F のスペースを仕切り、備品置場として有効活用している



### 5. ヒヤリハット事例

●事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	作業中
どこで	倉庫内
何をしている時に	荷物を持って倉庫を出るとき
どうなった	出入口は高さが低いため頭上に注意を払っていたところ、横に置かれていた段ボールに足を引っかけて転びそうになった